

令和 7 年第 1 回臨時会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和 7 年第 1 回臨時会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）

○議事日程第 1 号

令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 議案第 5 号 | 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部
を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第 6 号 | 和解について |
| 第 5 | 報告第 3 号 | 繰越明許費繰越計算書について |
| 第 6 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| 第 7 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16 名）

1 番	内 海	伸	議員	10 番	中 嶋	恵	議員
2 番	亀 田	弘 徳	議員	11 番	柿 崎	孝 治	議員
3 番	小 熊	ひと美	議員	12 番	天 内	慎 也	議員
4 番	山 田	千 里	議員	13 番	川 崎	憲 二	議員
5 番	安 藤	英 博	議員	14 番	乳 井	厳 公	議員
6 番	柳 谷	隆 男	議員	15 番	木 下	靖	議員
7 番	工 藤	夕 介	議員	16 番	木 戸	喜美男	議員
8 番	万 徳	なお子	議員	17 番	小豆畑	緑	議員
9 番	綿 谷	敏 明	議員				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西 秀 記 君	参 与	稲 葉 正 明 君 (蓬田村総務課長)
副 管 理 者	山 崎 結 子 君	庶 務 課 長	鈴 木 建 君
副 管 理 者	阿 部 義 治 君	予 防 課 長	葛 西 幸 彦 君
副 管 理 者	久 慈 修 一 君	警 防 課 長	阿 部 康 成 君
監 査 委 員	鹿 内 勲 君	通 信 指 令 課 長	大 川 智 弘 君
事 務 局 長	中 村 敦 君	会 計 管 理 者	齋 藤 賢 剛 君
消 防 長	村 上 靖 君	副 会 計 管 理 者	高 野 光 広 君
消 防 次 長	佐々木 和 人 君	監 査 委 員 書 記	遠 嶋 祥 剛 君
総 務 課 長	太 田 しのぶ 君	監 査 委 員 書 記	福 士 保 君
参 与	中 村 健 君 (青森市企画部連携推進課長)		
参 与	塩 越 信 子 君 (平内町企画政策課長)		
参 与	登 坂 光 春 君 (外ヶ浜町参事総務課長)		
参 与	太 田 和 泉 君 (今別町参事総務企画課長)		

○事務局出席職員氏名

書 記 長 丸 山 丈 二
 書 記 菅 原 明 人
 書 記 下 山 卓 磨

午後 2 時開会・開議

○議長（小豆畑緑君） ただいまから、令和 7 年第 1 回青森地域広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小豆畑緑君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、5 番安藤英博議員及び 16 番木戸喜美男議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小豆畑緑君） 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（小豆畑緑君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 5 号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 6 号 和解について

○議長（小豆畑緑君） 日程第 3 議案第 5 号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第 4 議案第 6 号「和解について」の計 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者西青森市長。

〔管理者西秀記君登壇〕

○管理者（西秀記君） 令和 7 年第 1 回青森地域広域事務組合議会臨時会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第 5 号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、青森地域広域事務組合において準用する青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 6 号和解につきましては、相手方が、令和 3 年 12 月 30 日に発生した交通事故における修理に係る損害賠償額を不当な理由により認めなかったことから、令和 6 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会において御議決をいただき、当該損害賠償を求めて訴訟を係属しておりましたところ、先般、裁判所から和解の提案があり、本組合の主張が認めら

れている内容でありますことから、相手方と訴訟上の和解をしようとするものであります。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小豆畑緑君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

8 番万徳なお子議員。

〔議員万徳なお子君登壇〕

○8 番（万徳なお子君） 青森市議会議員、万徳なお子です。

議案第 6 号和解について質疑いたします。

災害時の出動に欠かせない大事な車両が事故に遭ったと、説明要旨によると相手方が不当な理由で損害賠償額を認めず訴訟になった。今回和解をするということですが、事件の概要についてお示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

〔消防長村上靖君登壇〕

○消防長（村上靖君） 万徳議員からの、事件の概要についての御質疑にお答えいたします。

本事件となりました交通事故の概要につきましては、令和 3 年 12 月 30 日、消防車両が幹線道路で発生した交通事故現場に出動し、事故対応のため道路脇に停車していたところ、相手方車両が、凍結した路面でスリップし、消防車両に衝突した事故となっております。

事故後、本組合と相手方が加入している保険会社で、消防車両の修理について協議いたしましたところ、全過失割合が相手方にあることは、双方、認識が合致しておりますものの、事件にあった消防車両は、青森県内で修理可能な整備工場がないことから、県外の修理可能な工場へ陸送が必要であるという本組合の主張に対しまして、相手方は独自の根拠により、青森県内でも修理可能であると主張し、修理を認めなかったものであります。

本組合では、弁護士に事故対応についての今後の進め方等について相談するとともに、県外整備工場でなければ修理できない理由につきまして、当該消防車両を納入した業者から資料を取り寄せ、何度も相手方の説得を試みましたが、青森県内で修理できるとの主張を繰り返しましたことから、令和 6 年第 1 回青森地域広域事務組合理事会定例会におきまして、当該事故における損害賠償について、不当な理由により認めず、これにより長期にわたり消防車両が運用停止となっているため、相手方に対し、陸送費を含めた損害賠償を請求する事件の訴えを提起し、議決を経て、令和 6 年 6 月、本組合の訴訟代理人が、青森地方裁判所に、当該損害賠償に対する訴訟を提起したものでございます。

その後、令和 7 年 3 月までに、3 回の弁論準備手続きが行われ、同年 4 月に、青森地方裁判所からの和解勧告書を受領したもので、その主な内容といたしましては、一つに、消防車両の修理対応が得られるのは、県外の工場と認めるほかないこと、二つに、修理費は、県外の修理可能な工場までの陸送費を含めた費用とすること、三つに、災害対応を担う消防車が、3 年を超えて修理工場の選定等の問題で稼働できずにいることは、望ましいことではな

く、裁判所としても早期解決を望むこととなっております。

本組合といたしましては、当初より早期に消防車両の修理を終え、本来の消防体制に回復させることを望んでおり、この和解勧告の内容につきましては、本組合の主張が認められたものとなっていることに加え、相手方も和解を了承していることから、この度、和解について、本組合議会においてお諮りしたものでございます。

以上が、消防車両の交通事故に係る損害賠償請求事件に関する概要となっております。

本組合といたしましては、今後におきましても、引き続き、交通事故に遭わない、また、交通事故を発生させないため、災害現場での安全対策や、職員への教育を徹底し、交通事故防止に努めてまいります。

○議長（小豆畑緑君） 8 番万徳議員。

○8 番（万徳なお子君） 再質疑いたします。事件から車両が継続して使えない状況だと、1 台欠いた状況で現場に現在支障はないでしょうか。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 万徳議員からの運用不能中の消防業務への影響についての再度の御質疑にお答えいたします。

当該事故に遭った消防車両は、中央消防署油川分署に配置しておりますが、当該消防分署には、この事故に遭った車両のほか、消防タンク車が配置されておりますことから、この消防タンク車において消防業務を遂行し、地域の消防業務に影響がないよう対応しているところでございます。

○議長（小豆畑緑君） 8 番万徳議員。

○8 番（万徳なお子君） この度の和解の提案には賛同いたします。森林火災などへの応援がこの間ありましたけれども、出動できない車両があったということで、関係者の皆さん大変悔しい思いだったのではないかなと察します。早く車両が現場復帰されるようお願いまして私の質疑を終わります。

○議長（小豆畑緑君） 次に、12 番天内慎也議員。

〔議員天内慎也君登壇〕

○12 番（天内慎也君） 12 番、青森市議会日本共産党の天内慎也です。

令和 7 年第 1 回臨時議会に提案されている議案第 5 号について、質疑をいたします。内容は、青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について、概要をお示してください。

壇上からの質疑は以上です。御清聴ありがとうございます。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。中村事務局長。

〔事務局長中村敦君登壇〕

○事務局長（中村敦君） 天内議員の議案第 5 号に関する御質疑にお答えいたします。

青森地域広域事務組合では、青森市の条例を準用し、運営しておりますが、今般、本組合が準用しております青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び青森市職員の育児休業等に関する条例がそれぞれ関連する法律の改正を受けまして、一部改正されました。

このため、本組合におきまして、青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の

一部を改正するものです。

改正の概要といたしましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による、仕事と育児の両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向へ配慮することを新たに規定するとともに、育児を行う職員を対象とする部分休業制度を拡充する内容となっております。

このうち拡充する部分休業制度につきましては、現行の1日につき2時間の範囲内で勤務しないことに加えて、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことを可能とし、いずれかの形態を選択可能としております。

また、休業時間について、30分を単位とし勤務時間の始め又は終わりに限定していた要件を削除し、30分を単位とし1日の勤務時間内であれば承認することとしておりますほか、最大1日単位でも取得できる部分休業を新設し、1年間に請求できる上限の時間を常勤職員については、10日分の77時間30分、また非常勤職員については1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とすることとしております。以上となります。

○議長（小豆畑緑君） 12番天内議員。

○12番（天内慎也君） 再質疑をいたします。答弁の内容では、支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取へ配慮すること、二つ目としては部分休業制度を拡充するという内容となっておりますが、今回の改正に伴い仕事をしながら子育てしやすい環境の更なる充実に繋がっていくように、願っているところであります。

最後の質疑ですが、青森地域広域事務組合の令和6年度における育児休業及び部分休業の取得状況について、お示ください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。中村事務局長。

○事務局長（中村敦君） 天内議員の議員第5号に関する再度の御質疑にお答えいたします。

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するために、職員としての身分を保有したまま休業することができる制度ですが、本組合の令和6年度における育児休業取得状況につきましては、令和6年度に出産又は配偶者が出産した職員は17名、育児休業を取得した職員は19名、その取得率は111.8%となっております。その平均取得期間につきましては48.1日で、取得期間別といたしましては、6か月以下が17名、6か月を超え1年までが2名となっております。

また、部分休業とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための施設等に送迎するため、令和6年度においては勤務時間の始め又は終わりに2時間を超えない範囲で勤務しないことができる制度でございますが、本組合の令和6年度における部分休業取得状況については実績はございません。

ただし、直近では令和5年度に1名が取得している状況になっております。以上です。

○議長（小豆畑緑君） これにて質疑を終結いたします。

討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第5号について採決いたします。

議案第 5 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号について採決いたします。

議案第 6 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 7 報告第 5 号 専決処分の報告について

○議長（小豆畑緑君） 日程第 5 報告第 3 号「繰越明許費繰越計算書について」から日程第 7 報告第 5 号「専決処分の報告について」までの計 3 件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（小豆畑緑君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（小豆畑緑君） これにて、令和 7 年第 1 回青森地域広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 2 時 19 分閉会

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 小豆畑 緑

議員 安 藤 英 博

議員 木 戸 喜美男